## 教育・保育提供区域とは

### 【子ども・子育て支援法 第61条(市町村子ども・子育て支援事業計画)】

- 1. 市町村は、基本指針に即して5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定める。
- 2. 市町村事業計画においては、次に掲げる事項を定める。
  - (1)教育・保育提供区域ごとの、
    - ①各年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数
    - ②教育・保育の量の見込み・提供体制の確保内容・その実施時期
  - (2)<u>教育・保育提供区域ごとの</u>各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保内容・その実施時期 (以下省略)
- ○新制度では計画で定める区域設定により、教育・保育施設(幼稚園・保育園・認定こども園)、地域型保育事業(小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業)、地域子ども・子育て支援事業を認可する際の、需給調整を判断することになります。
- 〇市町村が定めた各区域の中に供給が不足する区域がある場合, その区域内に認可基準を満たす申請があれば, 原則認可しなければならないとされています。

### 提供体制の確保内容及び実施時期設定イメージ

A区域		1 年目		2年目			3年目			
		3 ー 5 歳 教育のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 教育のみ	3ー5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 教育のみ	3ー5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
①量の見込∂	り(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
②確保の 内容	認定こども園, 幼稚園,保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業			20人			3 0 人			5 0 人
2-1		0人	0人	▲ 100人	0人	0人	▲ 20人	0人	0人	0人

#### ※地域子ども・子育て支援事業(A区域)

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3,000人(10か所)	3,000人(10か所)	3,000人(10か所)
②確保の内容	2,400人(8か所)	2,700人(9か所)	3,000人(10か所)
2-1	▲600人(2か所)	▲300人(1か所)	0

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)
2-1	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0

<sup>※</sup>実際の計画では5年目まで作成します。

# 区域の設定範囲別メリット・デメリット

区域の設定範囲	メリット	デメリット		
市内全域	〇教育・保育需要の増大に対して、区域内での調整が可能。 〇区域内での充足率の偏りが均等化できる。 〇利用者の細かなニーズ(勤務状況に合わせた保育所利用や教育・保育の特性を踏まえた選択肢)に柔軟に対応できる。	〇利用者にとって入所可能な施設・事業が自 宅近辺にない場合もある。		
地区別	〇利用者の居住地区と利用事業の所在地は概 ね一致した区域設定ができる。	〇区域が細かくなるため、見込み量の調整や確保が難しくなる。 〇区域による充足率に偏りが生じることが推測される。 〇利用者の細かなニーズ(勤務状況に合わせた保育所利用や教育・保育の特性を踏まえた選択肢)が計画に反映できない。		
小•中学校区	〇利用者にとって入所可能な施設・事業が自 宅近辺にある可能性が高くなる。	〇区域が細かくなるため、見込み量の調整や確保が難しくなる。 〇区域による充足率に偏りが生じることが推測される。 〇利用者の細かなニーズ(勤務状況に合わせた保育所利用や教育・保育の特性を踏まえた選択肢)が計画に反映できない。		